

公益社団法人 被害者支援センターやまなし 定款

| | |
|------|-----------------------|
| 第1章 | 総則（第1条・第2条） |
| 第2章 | 目的及び事業（第3条・第4条） |
| 第3章 | 会員（第5条―第10条） |
| 第4章 | 社員総会（第11条―第18条） |
| 第5章 | 役員等（第9条―第27条） |
| 第6章 | 理事会（第28条―第33条） |
| 第7章 | 資産及び会計（第34条―第38条） |
| 第8章 | 事務局及び支援局（第39条） |
| 第9章 | 遵守事項（第40条・第41条） |
| 第10章 | 定款の変更及び解散等（第42条―第45条） |
| 第11章 | 公告の方法（第46条） |
| 第12章 | 雑則（第47条） |

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人被害者支援センターやまなしと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する精神的支援その他各種支援（以下「被害者支援」という。）の事業を行うことにより、被害者等が置かれている状況及び被害者支援の重要性等について県民の理解を深め、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の被害の早期回復及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 病院、警察署、裁判所等への付添い支援その他の方法による被害者等への直接的支援事業
- (3) 被害者等自助グループへの各種支援事業
- (4) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業
- (5) 関係機関・団体との連携による被害者等支援事業
- (6) 被害者等の支援に関する広報・啓発事業
- (7) 相談員及び支援員の育成及び研修事業

- (8) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、承認を受けなければならない。

(会費の負担等)

第7条 正会員は、この法人の事業活動を行うために必要な費用に充てるため、毎年、社員総会の定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、この法人の事業活動を行うために必要な費用に充てるため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第58条に規定する寄付金として扱われる賛助金を納入することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の定めるところにより退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款及び付属規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により正会員が除名される決議がなされたときは、当該正会員に対し、社員総会において別に定める書面で通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、前2条のほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 正会員が正当な理由なく第7条第1項に規定する支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 公益認定法第20条に規定する理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示し、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において、正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第19条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法に定める代表理事とし、専務理事をもって、同法で定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成に関する制限)

第21条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特

別な関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることはできない。監事についても同様とする。

- 2 公益法人又は法令で定める団体を除く他の同一の団体の理事又は使用人である者その他法令で定めるこれに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えることはできない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事会が別に定める順位でその職務を代行する。
- 4 専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任及び解任については、理事会の決議による。
- 3 顧問は理事長の諮問に応じる。
- 4 参与は理事長が委嘱した事項について協力する。
- 5 顧問及び参与は、諮問又は委嘱された事項について参考意見を述べることができる。
- 6 顧問及び参与は無報酬とする。
- 7 顧問及び参与の任期は、選任した事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条に規定する要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会に出席した代表理事(理事長、副理事長)及び監事は、前項の議事録に記名押印しな

なければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の運用管理)

第34条 この法人の財産の運用・管理は、理事長が行うものとし、その方法については、理事会において別に定める。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書面については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成して理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時社員総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿についても主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 事務局及び支援局

(事務局)

第39条 この法人に、この法人の庶務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は理事会の承認を経て理事長が任免する。事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

(支援局)

第39条の2 この法人に、第4条の事業を実施するため、支援局を設置する。

- 2 支援局には支援局長及び必要な職員を置くことができる。また、「やまなし性暴力被害者サポートセンター」を別に設置し、やまなし性暴力サポートセンター長(以下「センター長」という)及び必要な職員を置くことができる。
- 3 支援局長及びセンター長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、その他の職員は理事会の承認を経て理事長が任免する。支援局の組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。
- 4 支援局には任意に支援統括コーディネーターを置くことができる。
- 5 支援統括コーディネーターの選任及び解任については理事会の決議によるものとする。
- 6 支援統括コーディネーターは、本法人の支援部門全体について助言や意見を述べることができる。
- 7 支援統括コーディネーターは無報酬とする。
- 8 支援統括コーディネーターの任期は選任した事業年度に関する総会の終結の時までとする。

第9章 遵守事項

(法令等の遵守)

第40条 役員、職員、顧問及び参与（以下「役員等」という。）は、法令及びこの定款の規定を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第41条 役員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会での決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第18号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第35条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第20条第2項の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は竹井清八、副理事長は山口勝弘及び山角駿並びに専務理事は小野忠則とする。

附 則

この定款は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月8日から施行する。